ラッセル・アインシュタイン宣言と「非戦」の思想

小沼通二（こぬまみちじ）

2018年6月9日（土）午後2時～5時　明治学院大学にて

パグウォッシュ講座：パグウォッシュ会議と「非戦」の思想　第1回

主催：日本パグウォッシュ会議、明治学院大学国際平和研究所（PRIME）

1　はじめに　―パグウォッシュ会議―

- ラッセル・アインシュタイン宣言の精神を受け継いで、個人の資格の科学者が立場の違いを超えて人類存続にとっての危機である核兵器と戦争の廃絶その他科学と社会の問題を話し合い提言していく会議
- 討論を中心にするため会議の規模は小さい
- 完全解決の目標と当面の課題
- 年次大会（現在は1年おきに大会）と小規模のシンポジウム、ワークショップなど
- 会の運営は、最初　継続委員、のちに　Council　５年ごとに改選
- 各国にパグウォッシュ・グループ　形態は自由
- 財政は各国のパグウォッシュ・グループからの拠出と外部からの寄付
- （2000年まで）詳細な記録をまとめて、各国政府や国際組織に送付。（その後は）インターネット
- 1995年に会長のJ.ロートブラットと組織としてのパグウォッシュ会議がノーベル平和賞
- 継続性のため　若手グループと若手会議

第1回会議　カナダのパグウォッシュにて

- 米ソを中心とする東西対決の時代に開催
- 1957年7月7日～10日
- 22名（内訳：物理16、化学2、生物1、医2、法1）
- 10か国：米7、ソ3、日3（湯川、朝永、小川岩雄）、英2、カ2、仏、オーストリア、オーストラリア、ポーランド、中国　各1
- テーマ：①核エネルギー利用（平和と戦争の両目的）による障害の危険性、②核兵器の管理、③科学者の社会的責任
- 全体会議と3つの分科会
- 「Cyrus Eaton氏の歓待を受け、下中弥三郎氏その他の人々から貴重な援助を受けた。」
- 声明発表：①と③については一致　②については今後も継続

日本パグウォッシュ・グループ

- 第1回会議の出席した3人の物理学者が中心になって、第1回会議の後で発足
- 科学の成果が、危険な兵器を生み出して使用されるにいたった今日、科学者は研究・教育（後継者養成）だけでなく研究成果の社会における利用についても責任がある
- 朝永振一郎「物理学者も核兵器と社会の問題を勉強すべきだ」
- 最初の活動：日本から出席できなかった第2回会議（1958年3～4月）に「21名の日本の物理学者の意見」を送付
- 続いて：第２，３回会議の議事録の勉強
- 日本からの分担金は、岩波文庫の印税、メンバーの寄付、1975年から平均して10年ごとに日本で開催される会議の経費負担
- 1962～1989　科学者京都会議
- 1975、1989、1995、2005、2015の国際会議をホスト
- 2015年会議後、新組織発足

パグウォッシュ会議の初心

- 第1回会議声明　討議内容の詳細なまとめ　ラッセル・アインシュタイン宣言の確認　詳しい議事録発行は25周年の1982年
- 第2回会議（1958年3～4月、カナダ）「現在の状況の危険性とそれを軽減する方法」（第1回会議の第2グループの議論の延長）　声明なし　詳細な議事録を直後に作成
- 第3回会議（1958年9月、オーストリア）「原始時代の危険性、科学者はそれに対して何をなしうるか」　声明「ウィーン宣言」、1　戦争絶滅の必要性、2　軍拡競争を終結させるための必要条件、3　戦争の意味するもの、4　核実験の障害、5　科学と国際協力、6　平和への奉仕における技術、7　科学者の社会的責任
- 第25回パグウォッシュ・シンポジウム（1975年、京都）、湯川・朝永宣言「核抑止を越えて」

2　パグウォッシュ会議の基礎となった
ラッセル・アインシュタイン宣言

ビキニ水爆実験

- 1954･3･1　ビキニ水爆実験　Bravo　今日までにおける米国最大15メガトンの水爆　＜比較：第２次世界大戦の全爆発力合計３メガトン＞
- 引き続き5月14日までに6回の実験
- 856 隻の漁船が被爆　マーシャル諸島の島民数百人も被爆
  3･14　第５福竜丸　焼津に帰港
- 3･15　マグロ水揚げ　船員２名東大病院へ
- 3.16　読売スクープ　被曝判明
- 9.　久保山愛吉　死去

湯川秀樹「原子力と人類の転機」

- 1954年3月31日　毎日新聞
- 人類の各員が運命の連帯に深く思いをいたし、原子力の脅威から自己を守る万全の方策を案出し、それを実現することに、いままでよりも遥かに大きな努力を払わなければならない段階に入った。
- 科学者として、より真剣に考える責任を感ずる。日本人であるが故に、より身近に感じる。しかしそれは人類の一員として考えることと矛盾していないと信ずる。（一部省略）

ロートブラット論文「水素・ウラン爆弾」

- ロートブラットは、西脇氏の講演で聞いた日本での死の灰の分析結果（ウラン237と放射能の量が多い）をもとに、1954年10月までに、ビキニ水爆は原爆の核分裂(Fission)、水素の核融合(Fusion)、ウラン238の核分裂(Fission)による新型水爆(3F爆弾)であるという論文を書く
- 発表は、原子力委員会に意見にしたがって見合わせ
- ラッセル（英）、ラビノウィッチ（米）を含む数名に内容を伝える。

B. ラッセル

- 1954-12-23　BBCラジオで熱核戦争の危険性とその結果を話す（この内容がRE宣言のもと）
- 1957　反響が大きかった
- M．ボルンとジョリオ・キューリーの意見を踏まえて宣言発表を考え、アインシュタインに相談。Russell-Einstein Manifesto 執筆
- Remember your humanity and forget the rest.

ラッセル・アインシュタイン宣言　1955

- 科学者たちが集まって、大量破壊兵器の危険を評価し、以下の決議案を討議すべきである。
- およそ将来の世界戦争においては必ず核兵器が使用されるであろう。このような兵器が人類の存続を脅かしているという事実からみて、私たちは世界の諸政府に、彼らの目的が世界戦争によっては促進されないことを自覚し、はっきり認めるよう勧告する。
- 彼らのあいだのあらゆる紛争解決のための平和的手段をみいだすよう勧告する。

- 11人の科学者が宣言に参加

ラッセル・アインシュタイン宣言からパグウォッシュ会議へ

- J.Nehru の招待で、インドにおける科学者会議開催を検討
- 数日後、Cyrus Eaton が科学者会議支援とPugwash, NS, Canadaでの開催を提案
- Russell は、C. Powell とRotblat、E. Burhopに会議準備への協力を依頼
- 1956・7・6に宣言署名者に招待状案を送付。湯川を含む7人が賛成
- 1956・8・29とその数週間後に、朝永、都築正男を含む35人に、1956年12月（後で1957年1月に確定）のNew Delhi会議の招待状。朝永、都築を含む18人が受諾。宣言署名者中湯川を含む5人が出席の意向
- スエズ、ハンガリー危機で中止
- 改めて、7月にPugwashで開催を計画。
- 1957年5月17日に、小川（朝永の推薦）を含めて18人に追加招待状
- 朝永（東京教育大学長）は、立教大に行き、放射能の勉強

3　冷戦と軍拡の時代から核兵器の廃絶へ

核兵器国数の変遷

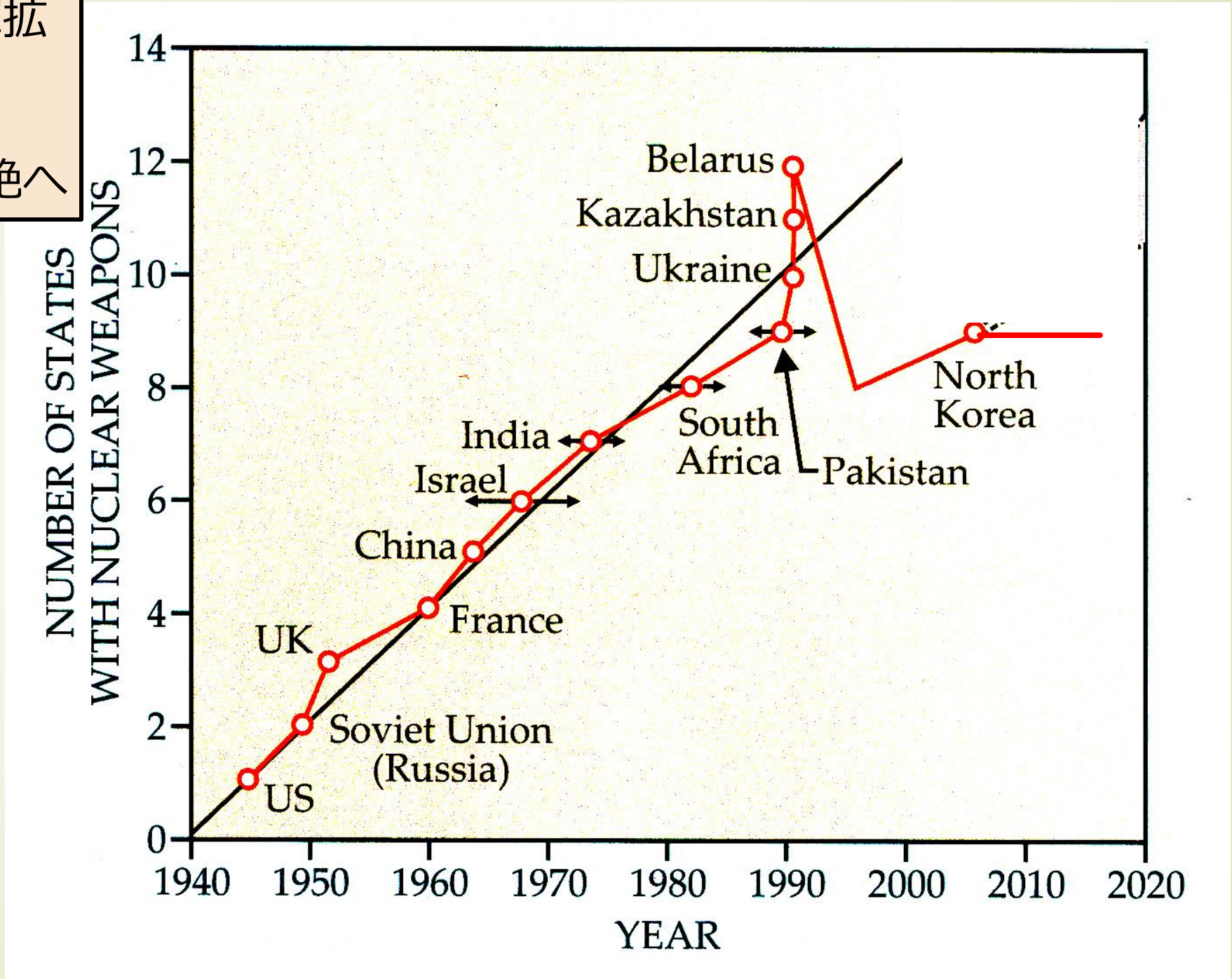

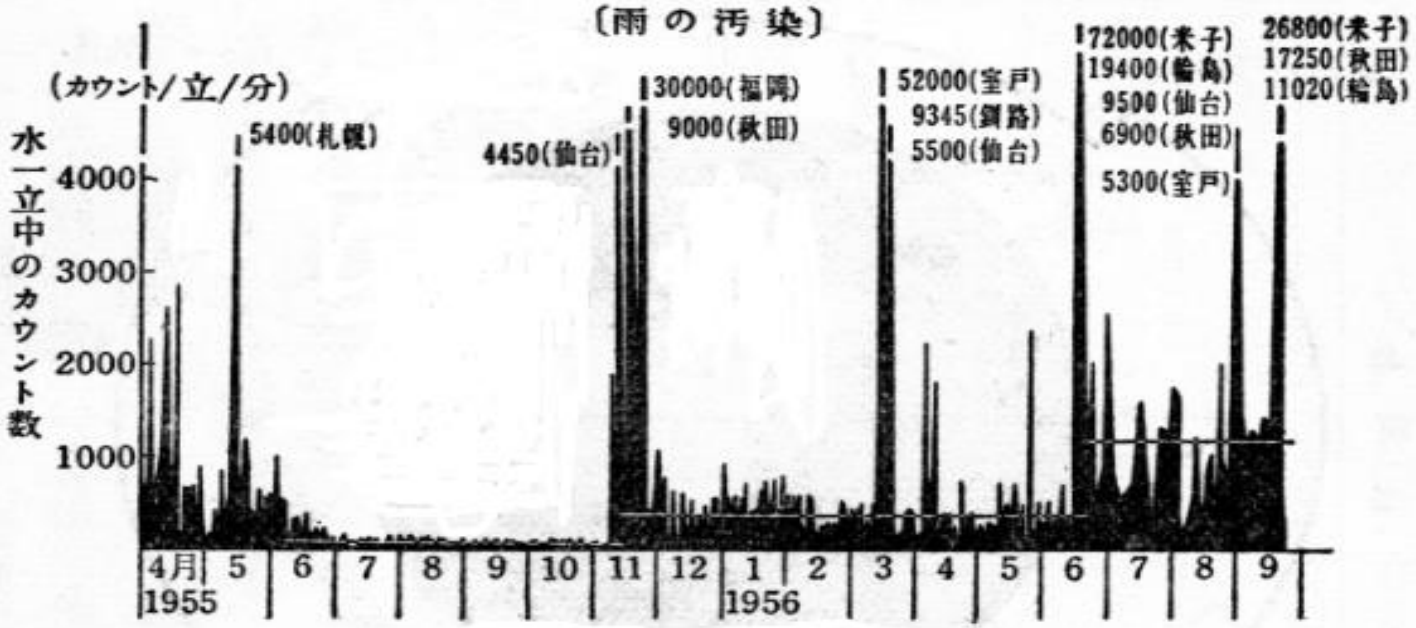
〔雨の汚染〕
(カウント/立/分)
水一立中のカウント数
4000
3000
2000
1000
5400(札幌)
4450(仙台)
30000(福岡)
9000(秋田)
52000(室戸)
9345(釧路)
5500(仙台)
72000(米子)
19400(輪島)
9500(仙台)
6900(秋田)
5300(室戸)
26800(米子)
17250(秋田)
11020(輪島)
4月 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9
1955
1956

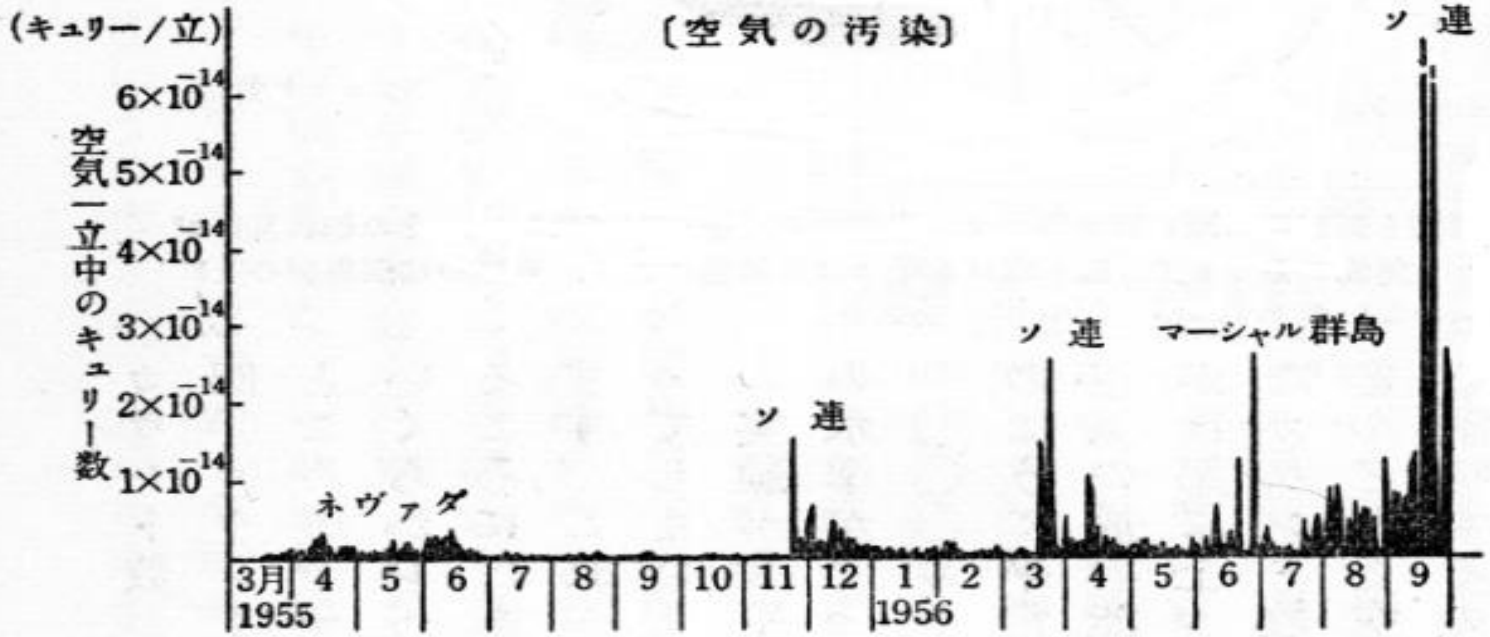
(キュリー/立)
〔空気の汚染〕
空気一立中のキュリー数
6×10⁻¹⁴
5×10⁻¹⁴
4×10⁻¹⁴
3×10⁻¹⁴
2×10⁻¹⁴
1×10⁻¹⁴
ネヴァダ
ソ連
ソ連
マーシャル群島
ソ連
3月 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9
1955
1956

冷戦の時代とその後

1950年代後半から
ICBMの開発・配備
ソ連（ロシア）米　中国　北朝鮮
潜水艦発射弾道ミサイルSLBM　ソ連（ロシア）米　英　仏　中　印　北朝鮮

第２次世界大戦中の全爆発力　3Mtと
１９８０年代初めの核兵器の爆発力
合計
18000Mt

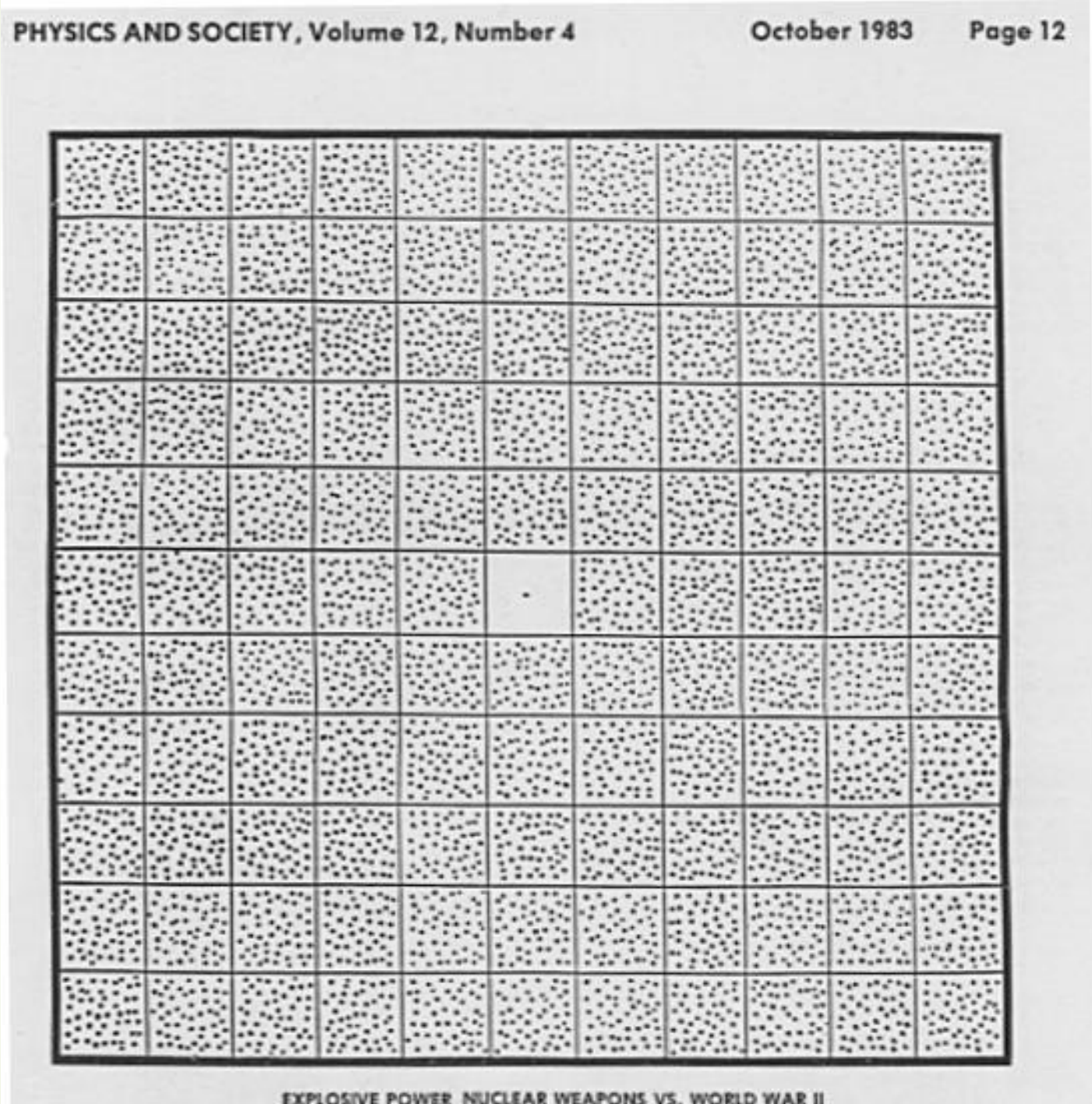

世界の核弾頭数

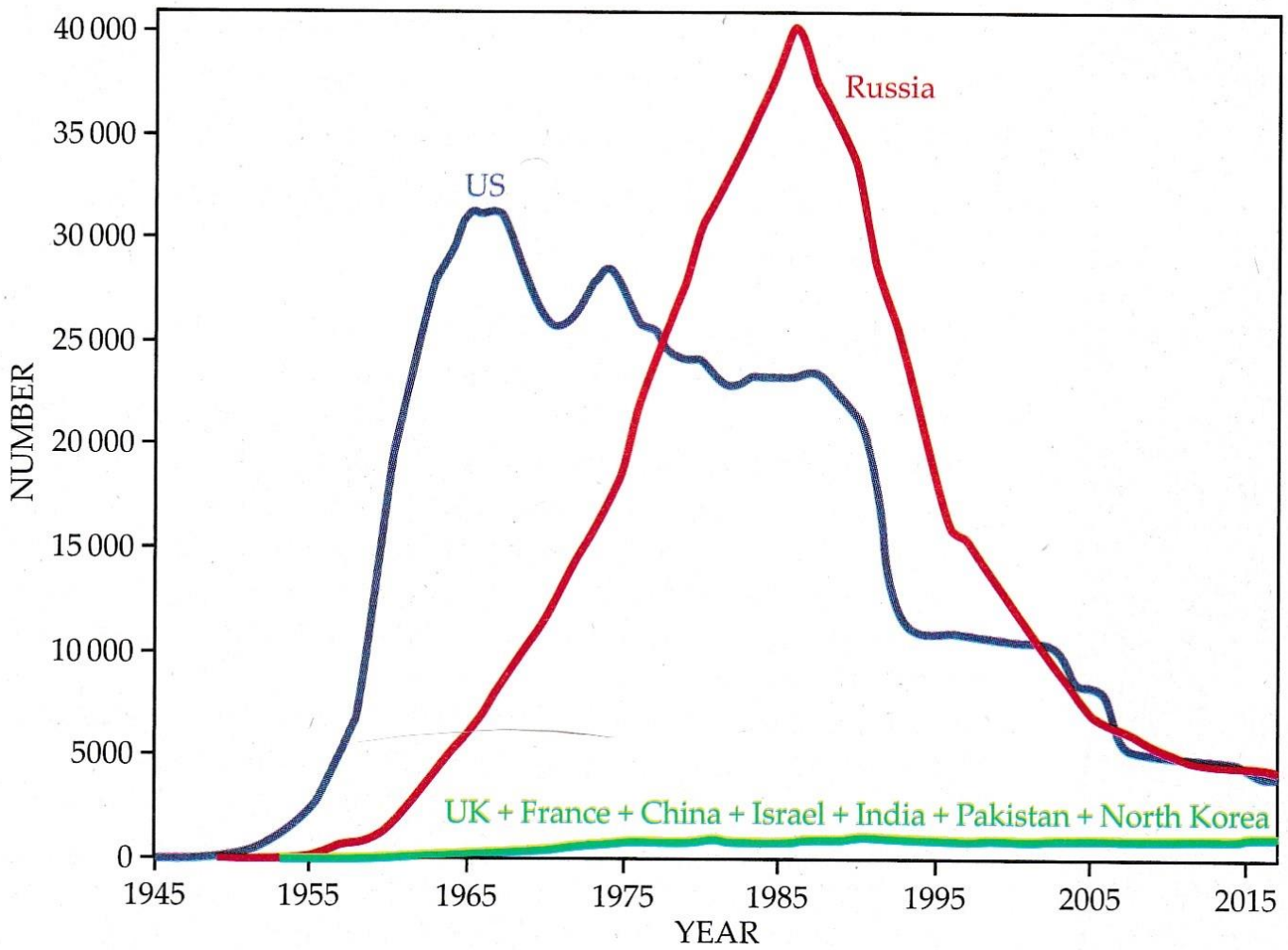

FIGURE 1. NATIONAL STOCKPILES of active nuclear warheads.[13] No official numbers have been published for countries other than the US. Thousands of additional warheads in Russia and the US await dismantlement.

核兵器禁止条約成立（2017年7月7日）の意義

- これまで国連を主導してきたのは、常任理事国　核兵器大国
- 大量破壊兵器の生物兵器禁止条約（1972/1975）、化学兵器禁止条約（1993/1997）も国家間交渉で成立
- 非人道兵器の対人地雷禁止条約（1997/1999）、クラスター弾に関する条約（2008/2010）は、国際NGOがカナダ政府を通して国連を動かし成立させた
- 核兵器禁止条約は、国連の多数を占める中小国と、国際赤十字ほかの国際・地域的組織、非政府機関（NGO）、宗教者、議会人、学界、被爆者が協力して、非人道性を軸にして国連において成立させた。
- 賛成　122か国、反対　1か国、棄権　1か国　不参加　69か国（国連加盟国193）
- 署名国は50か国を超え、批准国が続いている。50か国が批准すれば、3か月後に発効。2018年？
- 核兵器国や日本などは不参加だったが、これらの国のNGOは積極的に成立に貢献した。米英仏などは国連外で反対集会。唯一の戦争被爆国の日本政府は、恥ずかしいことに、会議初日に会議場で不参加を表明して退場した。橋渡し役といいながら反対派に合流したのは矛盾。
- これから核兵器国と核兵器依存国を参加させる努力が続く。
- 国連は、変化し、新時代に入った。

4　非戦を目指した100年　戦争の廃絶へ

- 1920　国際連盟
- 1928　不戦条約
- 1945　国際連合
- 1946　日本国憲法
- 1955　ラッセル・アインシュタイン宣言

国際連盟規約　　1920

- （前文）　締結国は　戦争に訴えざるの義務を受諾し、・・・ここに国際連盟規約を協定す。
- 第8条（軍備縮小）1　連盟国は・・・その軍備を・・・最低限度まで縮小するの必要あることを承認す。
- 第12条（紛争の平和的解決）1　連盟国は、連盟国間に・・・紛争発生するときは、当該事件を仲裁裁判もしくは司法的解決または連盟理事会の審査に付すべく、かつ・・・戦争に訴えざることを約す。
- 第17条（非連盟国の関係する紛争）1　連盟国と非連盟国との間または非連盟国相互の間に紛争を生じたるときは、第12条ないし第16条の規定は、・・・必要と認むる修正を加えて、これを適用す。

- **言い出した米国は不参加**
- **日本は最初からの加盟国。1934年脱退。ドイツ、イタリアが続く。**

不戦条約（戦争放棄に関する条約）　1928

- （前文）　・・・国家の政策の手段としての戦争を率直に放棄すべき時機の到来せることを確信し、其の相互関係における一切の変更は、平和的手段によりてのみこれを求むべく、また平和的にして秩序ある手続の結果たるべきこと、・・を確信し、・・・世界の他の一切の国がこの人道的努力に参加し・・・もって国家の政策の手段としての戦争の共同放棄に世界の文明諸国を結合せんことを希望し、ここに条約を締結することに決し・・・
- 第1条（戦争放棄）　締結国は、国際紛争解決のため戦争に訴うることを非とし、かつその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することをその人民の名において厳粛に宣言す。
- 第2条（紛争の平和的解決）締結国は、相互間におこることあるべき一切の紛争または紛議は、其の性質または起因の如何をとわず、平和的手段によるのほかこれが処理または解決を求めざることを約す。

- 最初の加盟国15：ドイツ　米国、ベルギー、フランス、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南ア連邦、アイルランド、インド、イタリア、日本、ポーランド、チェコスロバキア　　その後63か国が参加
- **その後、日本が中国とおこなったのは、戦争でなく紛争、事変だと主張。**

国際連合憲章　1945　　1/2

- （前文）　われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、・・・これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することを決定した
- 第1章　目的及び原則（1条～2条）
- 第1条（目的）　1　国際の平和及び安全を維持すること、そのため・・・有効な集団的措置をとること　ならびに・・・国際的紛争または平和の破壊に至るおそれのある事態の調整または解決を、平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること　　[ため、及び、その他、並びに、又は、かつ、の関係が分からないので、小沼訳]
- 第2条（原則）　3　すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない
- 4　すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない
- ・・・

国際連合憲章　1945　　2/2

- 第6章　紛争の平和的解決（33条～38条）
- 第33条（平和的解決の義務）　いかなる紛争でも・・・平和的手段による解決を求めなければならない。

- 第7章　平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動　（39条～51条）
- 第39条（安全保障理事会の任務）　第41条（非軍事的措置）　第42条（軍事的措置）
- 第48条（決定の履行）・・・安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は・・・加盟国の全部または一部によってとられる。
- 第51条（個別的・集団的自衛権）・・・加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。・・・

- 自衛権発動は　緊急時で　ほかの方法がない時に　一時的に認められている概念
- **「自衛」の定義がない。**

日本国憲法　1946

- （前文）　・・・われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する**ことを確認する。
  われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない・・・と信ずる。・・・
- 第2章　戦争の放棄　**第9条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**
- **2　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。**
- 第6章　司法　第76条　すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2　特別裁判所は、これを設置することができない。
- 第10章　最高法規　第99条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。
- **第76条により、軍事裁判所、軍法会議は作れない。**

コスタリカ憲法

- 1948年激しい内戦
- 1949年制定
- 第12条「恒常的制度としての軍隊を禁止する。公共秩序の監視と維持のためには必要な警察隊を置く」「大陸協定（具体的には米州機構（OAS）とリオ条約（米州相互援助条約）と国家防衛のために軍事力を組織できる」
- 第147条「内閣は国会に対して国家防衛事態の宣言を提案し、兵を募集し、軍隊を組織し、和平交渉する」
- 1983年「積極的・永世・非武装中立」宣言
- 2001年12月1日　「軍隊廃止デー」制定
- 現行憲法上は再軍備も個別的・集団的自衛権も発動できないという解釈が司法・立法・行政・学者・市民の統一見解

5　世界は変わる

最後まで朝鮮半島に残っていた分裂国家
冷戦の残渣の解消へ

- オーストリア　ベトナム　ドイツ　朝鮮半島
- 南北首脳会談（金大中・金正日　2000年6/13～15　盧武鉉・金正日　2007年10/2～4　文在寅・金正恩　2018年4/27　5/26）
- 日朝首脳会談（小泉純一郎・金正日　2002年９/17　2004年5/22）
- 米朝首脳会談（トランプ・金正恩　2018年6/12）

- 歴史の必然

日本の現状

- 密約と情報操作。
- 近隣諸国の脅威の誇張。
- 対話への誘導のない圧力強化は、対決激化と際限のない双方の軍備拡充競争に続く
- 日本の防衛白書。防衛装備・技術について「抑止力及び対処力を高めていくためには,わが国が諸外国に対する技術的優越を確保することが重要」
- 米国やイスラエルなど紛争当事国との防衛装備（兵器）の共同開発
- 特定国との不平等条約による切れない癒着。近隣国の敵視。挑発的軍事演習への参加。
- 国家の安全と国民の安全の乖離
- 判断の誤りによる紛争激化の危険性増大。
- 三権分立の崩壊：司法の低落。国会の軽視・無視。行政の頽廃と独走。

日本は戦争ができない

- 国連憲章や日本国憲法を素直に読めば戦争はできない。
- 日本では、72年間「人を殺しても、殺されてもいけない」という倫理の下で生きてきた。

- 国家が絶対である時代は終わった。
- 国家も間違いを犯すし、情報操作を重ねる。
- 国家は、個人、家族、地域社会、自治体、国家、国家連合、世界のレベルの一つにすぎなくなった。

- **少子高齢化、国家財政赤字、国土狭隘の日本が、軍事大国を目指せば行き詰まり、破滅に至る。**

この国の行方：
戦争のない世界に向けての具体的歩みを
―人類の存続のためには戦争はできない―

- 紛争の非軍事的解決の徹底
- 人が人を殺してはいけない　すべての戦争は**非人道的**
- 戦争の非合法化は既に始まっている（国際連盟、不戦条約、国連憲章、日本国憲法、常備軍を持たないで教育・民生・環境などに力を入れるコスタリカ憲法）
- 自衛権の縮小　国連憲章を逸脱した集団自衛権の否定へ
- 軍需産業の縮小
- 兵器開発の抑制と武器輸出の禁止へ
- 日本の自衛隊は、軍隊的だが軍隊ではない　歴史を進めるか逆行させるかの選択を
- 自衛隊の装備縮小から警察化へ（国境警備と災害救援に特化）

明るい未来へ

- 全ての事柄は変化する
- 変化の兆しは　積極的に捕まえることが必要
- 全ての始まりは少数意見
- 前進・後退・迂回を重ねて新しい世界へ
- 紛争はすべて武力によらずに解決を
- すべての国との友好へ
- 目指すべきは、安心して生きていける安全な小国と国境の壁の撤廃